

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県木炭検査規則の一部改正
鳥取県木炭検査料納付手続規則の一部改正
榮養改善法施行細則
- ◇告示 豚移動禁止区域中一部解除
模範林業地の指定
道路の位置指定
建築代理業者の登録
臨時種畜検査の実施
種畜証明書の書換交付
土地改良区より理事の氏名及び住所の届出
保険医の指定
保険医の異動
急傾斜地帯の指定
木炭移出証票の様式及び表示の方法
医療法の規定による吏員の身分を示す証票交付
豚移動禁止区域中一部解除

規則

- 十一月臨時県会において議決された追加予算等
敘任及び辞令
牧野恒夫外
- ◇雑報 食糧事務所出張所の管理区域の変更

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十八号

鳥取県木炭検査規則の一部を改正する規則

鳥取県木炭検査規則（昭和二十五年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四條中「第三條」の下に「又は條例第三條の二」を、「特別の事由があるときは」の下に「生産検査に限り」を加える。

第六條第一項中「検査」を「生産検査」に改め「場所に

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

において」の下に「移動検査は、駅頭、ふ頭又はこれに準ずる場所において」を加える。

第八條第二項中「條例第二條の規格証券となる紙片（以下荷票という）」を「條例第二條の規格証券となる紙片（以下規格荷票という。）及び移出証券となる紙片（以下移出荷票という。）」に改める。

第八條第三項を次のように改める。

3 前項の規格荷票及び移出荷票を販売しようとする者又は販売を止めようとする者は、所轄地方事務所長を経由して知事の承認を受けなければならない。

第八條第四項を次のように改める。

4 検査を行ったとき、検査吏員は、生産検査にあつては規格荷票の針金を折返し証箋をはりつけさせてこれに認印を押し、規格荷票に銘柄、品等、検査吏員を明示した記号及び年月日を表示した証印を押し、移出検査にあつては移出荷票に合格、検査吏員を明示した記号及び年月日を表示した証印を押すものとする。但し、移出検査で不合格の場合には、検査吏員の記号

及び年月日を表示しない証印を押すものとする。第十三條第一項中「検査」を「生産検査」に改め「する者」の下に「若しくは、移出検査を受けることを要しない木炭を移しようとする者」を加える。

同條第二項中「緊結した」の下に「規格荷票又は移出」を加える。

第十四條中「第八條第二項の」下に「規格荷票、移出」を加える。

附表1中「木炭」の下に「生産移出先」に改める。

附表4中「届」を「願」に改める。

附 則

この規則は、昭和二十七年十一月二十日から施行する。

鳥取県木炭検査料納付手続規則の一部を改正する規則をここに公告する。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県規則第八十九号

鳥取県木炭検査料納付手続規則の一部を改正する規則

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県木炭検査料納付手続規則（昭和二十五年五月鳥取県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二條中 「参円 べに色」を「参円 緑色」

「参円 べに色」を「参円 緑色」

に改める。

附 則

この規則は、昭和二十七年十一月二十日から施行する。

栄養改善法施行細則をここに公布する。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第九十号

栄養改善法施行細則

（総則）

第一條 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号以下「法」という。）の施行については、栄養改善法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十七号以下「省令」という。）によるの外、この規則の定めるところによる。

（国民栄養調査世帯の指定）

第二條 省令第四條の規定による国民栄養調査世帯の指定通知は、別記様式第一号の通知書による。

（国民栄養調査員に対する指揮）

第三條 法第四條に規定する国民栄養調査員は、知事及び保健所長の指揮を受けてその職務を行う。

（調査班の編成）

第四條 省令第二條に規定する身体状況調査は、医師を責任者とする医師、歯科医師、保健婦及び助手で、省令第三條に規定する栄養攝取状況調査は、栄養士を責任者とする栄養士及び助手でそれぞれ調査班を編成し、行う。

(調査世帯に対する指導)

第五條 国民栄養調査員は、調査世帯において省令第三條に定める調査票に記入させるときは、調査世帯に対して誤りのないように指導しなければならない。

(秘密を守る義務)

第六條 国民栄養調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(調査事務に従事することができないときの届出)

第七條 国民栄養調査員は、疾病その他やむをえない事故のため調査事務に従事することができないときは、直ちに知事にその旨を届け出なければならない。

(調査書類の整理及び提出)

第八條 国民栄養調査員は、省令第二條及び第三條の規定により調査が終了したとき、又は記入された調査票の提出を受けたときは、これを整理し直ちに保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の調査票を受理したときは、これ

を整理して知事に提出しなければならない。

(集団給食開始の届出)

第九條 法第十條に規定する集団給食施設(以下「施設」という。)の管理者は、給食を開始しようとするときは、開始の日の十日前までに別記様式第二号により、その旨を知事に届け出なければならない。

(給食の休止又は廃止の届出)

第十條 施設の管理者は、給食を休止し又は廃止したときは、すみやかに別記様式第三号により、その旨を知事に届け出なければならない。

(給食再開の届出)

第十一條 施設の管理者は、休止した給食を再開しようとするときは、再開の日の十日前までに別記様式第四号により、その旨を知事に届け出なければならない。

(栄養指導員による指導)

第十二條 法第十一條の規定により栄養指導員が施設に対して指導を行う場合は、別記様式第五号による集団給食栄養指導票に基いて指導を行うようにしなければならない。

らなす。

(収去した特殊栄養食品)

第十三條 法第十六條第一項の規定により食品衛生監視員が特殊栄養食品を収去したときは、すみやかに保健所長にその旨を報告しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告を受けたときは、別記様式第六号による収去物品送付書を添え、すみやかに知事に送付しなければならない。

(収去物品を交付する場合)

第十四條 法第十六條第一項の規定により、食品衛生監視員が収去するに当つて、被収去人の求めがあるときは、事情の許す限り、その物品の一部を封かんして交付しなければならない。

(食品衛生監視員の報告)

第十五條 食品衛生監視員は、法第十二條第一項の許可を受けて標示するものが、同條第四項に規定する標示をせず又は虚偽の標示をしたと認められた場合においては、直ちに知事にその旨を報告しなければならない。

(書類の経由)

第十六條 法、省令又はこの規則の定めるところにより、厚生大臣又は知事に提出する書類は、すべて所轄保健所長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に給食を実施している施設は、この規則施行の日に給食を開始したものとみなす。
- 3 前項の施設の管理者は、この規則施行の日から一箇月以内に別記様式第二号による開始届を知事に提出しなければならない。

別記様式第一号

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

(調査世帯主) 殿

国民栄養調査世帯指定通知書

栄養改善法第二條の規定による本年度国民栄養調査の実施について、貴世帯を同法第三條第一項の規定に基いて調査世帯に指定したので通知します。

なお本調査は、五月、八月、十一月、二月に実施します。

別記様式第二号

集団給食開始届

施設の所在地

施設の名称

このたび左記により給食を開始しますので栄養改善法施行細則第九條の規定によりお届けいたします。

記

- 一、給食開始年月日
- 二、給食の対象
- 三、給食人員数 朝 晝 夕 一日計 名
- 四、給食従業員数 男 名 女 名 計 名
- 五、調理士数 名

六、栄養士氏名

年 月 日

管理者氏 名 印

鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第三号

集団給食休止（廃止）届

施設の所在地

施設の名称

このたび左記により給食を休止（廃止）したので栄養改善法施行細則第十條の規定によりお届けいたします。

記

- 一、給食休止（廃止）年月日
 - 一、休止（廃止）の事由
- 年 月 日
- 管理者氏 名 印
- 鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第四号

集団給食再開届

施設の所在地

施設の名称

このたび左記により給食を再開しますので栄養改善法施行細則第十一條の規定によりお届けいたします。

記

- 一、給食休止年月日
 - 二、給食再開年月日
 - 三、再開の事由
 - 四、集団給食開始届の内容と異なる事項
- 年 月 日
- 管理者氏 名 印
- 鳥取県知事 氏名 殿

別記様式第五号

集団給食栄養指導票

施設名

項目	内容	記載事項	指導年月日	指導者氏名
栄養士の専任	栄養士の専任			
献立の内容	献立の内容			
調理の方法	調理の方法			
その他	その他			

別記様式第六号

番号 年月日

鳥取県知事 氏名 殿

保健所長

收去物品送付書

特殊栄養食品を左記のとおり收去したので栄養改善法
施行細則第十三條の規定により送付する。

記

- 一、收去者の職、氏名
- 二、收去年月日、時
- 三、收去先営業所名称、所在地
- 四、営業者氏名
- 五、製造者氏名又は加工者氏名（法人の場合はその名称）
- 六、收去品名、数量
- 七、検査目的
- 八、その他参考事項

告示

鳥取県告示第五百二十九号

昭和二十七年八月鳥取県告示第三百七十九号をもつて公
示した豚コレラ予防に関する規則による指定区域中次の
区域の指定を解除する。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

岡山県吉備郡

鳥取県告示第五百三十一号

鳥取県模範林業地指定要綱（昭和二十七年九月鳥取県告
示第四百四十八号）第二條第一項の規定により次の地区
を模範林業地として指定した。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

地 区 八頭郡智頭町一円 指定年月日 昭和二十七年十一月十一日

八頭郡山郷村一円 昭和二十七年十一月十一日

鳥取県告示第五百三十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第八條の規定により次のとおり道路の位置を指定した。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 申請人の住所氏名 鳥取市元魚町一丁目一三番地 森下 平三
- 一 指定場所 鳥取市元魚町一丁目一三番地
- 一 道路の延長 一八・八メートル
- 一 道路の中員 四メートル
- 一 図面 省略

鳥取県告示第五百三十四号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年十一月
十二日登録した。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県建築代理業登録名簿

登録番号	登録年月日	現本	住	所籍	氏名	業務
二七二	昭和二十七年十一月十日	〃	岡山県吉備郡大和村大字北四二八	〃	安達 昭	建築士
二七三	〃	〃	鳥取市今町二丁目六九	〃	安達 昭	建築士
			奈良県大和高田市大字高田一八六	〃	奥村組鳥取出張所	一級建築士
			鳥取市瓦町一八七	〃	鳥取市	建築士

鳥取県告示第五百三十五号

地方の臨時種畜検査を次のように施行する。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

- 一、検査の範囲
- 検査申請書を提出している生後十二箇月以上の和牛
- 二、検査の日程

検査の場所

東伯郡倉吉町 倉吉家畜市場
 " 浦安町 金市"
 " 赤碕町 泉種 畜場
 日野郡根雨町 根雨家畜市場
 鳥取市吉方 鳥取"
 気高郡大正村 古海家畜市場
 " 浜村町 浜村"
 八頭郡船岡町 船岡"
 米子市勝田町 米子家畜市場
 西伯郡余子村 余子"

検査日 時 出場区域

十一月二十七日 午前十時 東伯郡一円
 十一月二十八日 " 午後三時 東伯郡一円
 " 十一月二十九日 午後三時 東伯郡一円
 十二月一日 午前九時 鳥取市、岩美郡一円
 十二月一日 午前十一時 気高郡一円
 十二月一日 午後三時 八頭郡一円
 十二月二日 午前十時 八頭郡一円
 十二月三日 午前十時 西伯郡、米子市一円
 十二月四日 午前十時

鳥取県告示第五百三十六号

次の種畜につき、種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

種畜証明書 番号	種類	名号	飼養者住所氏名
-------------	----	----	---------

昭二七鳥取 第四〇号	黒毛 和種	松岩	鳥取県日野郡日野村 松本 一般夫
---------------	----------	----	---------------------

鳥取県告示第五百三十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條

第九項の規定により、次のように日置谷土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

山本 壽延 気高郡日置谷村大字奥崎
 中村 林藏 "
 前田 宗市 "
 奥屋 武 "
 島尾 政美 "
 木村 民藏 大字善田
 田中 紋藏 "
 中尾 源藏 "
 村尾 永一 "
 中田 玉平 大字養郷
 赤穂 義夫 "
 中島喜美穂 "
 谷口 義雄 大字大坪
 大西 春美 "

広吉 知晴 "
 岡村 正一 "
 山根 秀雄 "
 谷口 政信 "
 片岡徳太郎 " 大字藏内
 原田 晴夫 "
 滝下 武夫 "

鳥取県告示第五百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく保険医を次のように指定した。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科目	名称	所在地	氏名	指定期間
内科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一番地	北村 常七	昭和二十七年九月十日

産婦人科	田中医院	西伯郡中浜村佐斐	田中喜美恵	〃
産婦人科	南條診療所	西伯郡光徳村豊成	南條重厚	〃九月二十三日
小児科	佐々木病院	東伯郡八橋町字八	佐々木茂	〃十月一日
内科	大谷医院	八頭郡若桜町字若	大谷伯	〃十月五日
内科	山田医院	八頭郡散岐村字佐	山田秀夫	〃十月十日
外科、小児科、耳鼻科				

鳥取県告示第五百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科目	診療所	異動事由	氏名	異動年月日
新	所在地	旧	所在地	

内、小児科	駐留要員健康保険組合診療所	西伯郡日光村西	西伯郡日光村西	勤務 遠藤 昭和二十七年九月十六日
小児科	美保診療所	津小篠	津小篠	替 壽夫 〃

鳥取県告示第五百四十号

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第三十五号）第三條第三項の規定に基き、左の市町村の区域を急傾斜地帯として昭和二十七年十月三十日指定した。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市のうち 中郷及び稲葉地区の区域
 岩美郡のうち 米里村、津ノ井村、宇倍野村、大茅村、蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、福部村、
 八頭郡のうち 那家町、国中村、船岡村、大伊村、隼村、國英村、河原町、八上村、西郷村、散飯村、大御門村、安部村、八東村、丹比村、若桜町、池田村、上私郡村、中私郡村、下

私都村、大村、佐治村、社村、智頭町
 神戶村、大和村、東郷村、明治村、吉岡村、宝木村、鹿野町、小鷲河村、青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村

東伯郡のうち
 西郷村、上井町、浅津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東郷松崎町、花見村、小鹿村、三徳村、旭村、竹田村、倉吉町、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、灘手村、下北條村、栄村、大誠村、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町、赤碓町、以西村、成美村、安田村、上中山村

西伯郡のうち
 天津村、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、幡郷村、宇田川村、大山村、逢坂村

日野郡のうち
 二部村、黒坂町、大宮村、山上村、多里村、日野上村、福栄村、石見村、日野村、根雨町、神奈川村、江尾町、米沢村、溝

口町、日光村

鳥取県告示第五百四十一号

昭和二十七年十一月鳥取県條例第四十七号による移出証票の様式及び表示の方法を次のように定め昭和二十七年十一月二十日から実施する。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

木炭の移出証票

一、移出証票の様式

証票、用紙とする

表

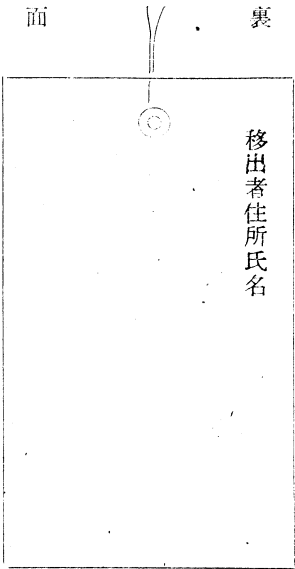
面

検査 出 移 炭 木

鳥 取 県

用紙の寸法 横 五・五センチメートル
 縦 九センチメートル
 用紙表面の色 地色は白とする 上部二
 センチメートル 下部一・五センチメー
 トルに緑色の模様を刷りこむ
 表面文字の色 地色とする

移出者住所氏名



用紙裏面の色 地色は白とする
 裏面の文字の色 黒色とする

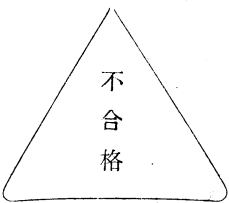
二、右に押なつするスタンプの様式

合格の木炭の場合



円の直径 四センチメートル
 肉 色 黒紫又は藍

不合格の木炭の場合



一辺の長さ 三センチメートル
 肉 色 黒紫又は藍

三、(1) 証票は格付のつど一包装ごとに俵詰の木炭にあつてはその小口にその他の木炭にあつては見易い箇所に緊着する。

(2) 証票に用いる針金は長さを一〇センチメートル以上としこれを折り曲げて使用する。

鳥取県告示第五百四十二号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十五条第二項の規定による当該吏員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十七年十一月十八日	鳥取県知事	西 尾 愛 治
番号	職 名	氏 名
第二二号	鳥取県事務吏員	河原 治美
第二三号	"	西村 憲雄
第二四号	"	森本清太郎
第二五号	"	佐藏 清美

鳥取県告示第五百四十四号

昭和二十七年十一月十日県会の議決を経た昭和二十七年
 度鳥取県歳入歳出追加予算並びに昭和二十七年
 度特別会

計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算は次のとおりである。

昭和二十七年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和27年度鳥取県歳入歳出追加予算

款 項	科 目	入 出	追加予算額
2	地方財政平衡交付金	田	2,626,000
1	地方財政平衡交付金	田	2,626,000
3	公企業及び財産収入	田	5,468,000
1	財産収入	田	5,468,000
歳入合計			8,094,000
7	保健衛生費	田	4,300,000
1	保健所費	田	4,300,000
13	諸支出金	田	3,794,000
7	繰出金	田	3,794,000

歳出合計 8,094,000

昭和27年度特別会計県立中央病院事業費
歳入歳出追加予算

歳入	歳出	追加予算額
4 繰入金	4 繰入金	3,794,000
1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	3,794,000
歳入合計	歳出	3,794,000
1 県立病院費	追加予算額	3,794,000
5 災害復旧費		3,794,000
歳出合計		3,794,000

鳥取県告示第五百四十三号

昭和二十七年鳥取県告示第四百五十三号及び第五百四号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則による指定区域中次の区域の指定を解除する。

昭和二十七年十一月十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県米子市
西伯郡淀江町

敘任及び辭令

鳥取県事務吏員 牧野 恒夫
境港務所勤務を命ずる。
昭和二十七年十月七日

鳥取県事務吏員 大森 幸夫
米子土木出張所勤務を命ずる。
昭和二十七年十月七日

鳥取県技術吏員 福田 耕藏
願により本職を免ずる。
昭和二十七年十月二十六日

鳥取県副知事 鈴木 武
任期満了
昭和二十七年十月十五日

鳥取県技術吏員 内田 守雄

漁政係長を免ずる。

地方公務員法第二十八條第二項第一号の規定により昭和二十八年九月三十日まで休職を命ずる。
昭和二十七年十月十七日

鳥取県事務吏員 岸田 広実

農業総合研究所長事務取扱を命ずる。

鳥取県事務吏員 浅見 勝也
昭和二十七年十月十七日

願により本職を免ずる。
昭和二十七年十月二十五日

鳥取県事務吏員 篠田 伊三郎

鳥取県物産斡旋所長事務取扱を命ずる。

鳥取県技術吏員 森下 逸子
昭和二十七年十月七日

鳥取保健所勤務を命ずる。

鳥取県技術吏員 有元 孝雄
昭和二十七年十一月一日

願により本職を免ずる。

昭和二十七年十月十六日
鳥取県事務吏員に任命する。
三級に敘ずる。
七級五号給を給する。
主事に補する。
皆生学園勤務を命ずる。
昭和二十七年十一月一日

鳥取県技術吏員に任命する。
三級に敘ずる。
八級六号給を給する。
技師に補する。
經濟部商工課勤務を命ずる。
昭和二十七年十一月一日

鳥取県技術吏員 前田 進
昭和二十七年十月二十三日

死亡

鳥取県技術吏員 前田 進
昭和二十七年十月二十三日

鳥取県副知事に任ずる。

鈴木 武

昭和二十七年十一月一日

岸 本 政 嘉

鳥取県監査委員に任ずる。
月給貳万七千円を給する。
常勤を命ずる。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県事務吏員 永田 正 光

社会福祉主事を免ずる。

地方公務員法第二十八條第二項第一号の規定により昭和二十八年三月三十一日まで休職を命ずる。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県技術吏員 松岡 京 子

願に依り本職を免ずる。

昭和二十七年十月三十一日

増 谷 達之輔

鳥取県人事委員会委員に任ずる。

昭和二十七年十一月四日

中 村 眞 雄

鳥取県事務吏員に任命する。
二級に叙する。

九級九号給を給する。
主事に補する。

鳥取県貿易事務所勤務を命ずる。

昭和二十七年十一月十一日

雑 報

昭和二十七年十一月十八日

鳥取食糧事務所長 西山 義 雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について

当所鳥取支所宇倍野出張所の管轄区域を昭和二十七年十一月一から次のとおり変更した。

一月一から次のとおり変更した。

記

一 管轄区域 旧 宇倍野村、成器村、大茅村

新 宇倍野村、大成村

昭和二十七年十一月十八日

鳥取食糧事務所長 西山 義 雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について

当所郡家支所船岡出張所の管轄区域を昭和二十七年十一月三日から次のとおり変更した。

記

一 管轄区域 旧 船岡町、大伊村、隼村、国中村、

大御門村、安部村

新 船岡町、国中村、大御門村、安倍村

昭和四年四月廿五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町